

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律

(平成一五年六月一八日法律第八七号)

一、提案理由(平成一五年五月二〇日・参議院経済産業委員会)

○国務大臣(福田康夫君) ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行の下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法は、物品の製造及び修理に係る下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を図るため、下請代金の支払遅延等の親事業者の不当な行為を規制すること等を内容としておりますが、近年の経済のサービス化、ソフト化の進展に伴い、役務の委託に係る下請取引についても取引の公正化を図ることが重要な課題となっております。

このような下請取引をめぐる状況を踏まえ、役務の委託に係る下請取引の公正化を図る観点から、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を下請法の対象として追加する等の措置を講じることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、下請法の適用対象となる委託取引として、情報成果物作成委託、役務提供委託及び金型の製造委託を追加することとしております。

第二に、親事業者の遵守すべき事項として、親事業者が下請事業者に対し、自己の指定する役務を強制して利用させてはならないこと等を追加することとしております。

第三に、公正取引委員会が勧告をした場合において、必要に応じ公表することができるよう、関係規定を整備することとしております。

第四に、書面の交付義務等の違反行為に対する罰金の上限額を三万円から五十万円に引き上げることとしております。

なお、これらの改正は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、参議院経済産業委員長報告(平成一五年五月二八日)

○田浦直君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案は、最近におけるサービス産業の発展に伴い、役務の委託取引の公正化を図るため、情報成果物作成委託等を対象として追加するとともに、親事業者が下請事業者に対し、自己の指定する役務を強制して利用させてはならないこと等を親事業者の遵守すべき事項に追加する等の措置を講じようとするものであります。

……………(略)……………

質疑の主な内容は、下請代金法の適用対象業種拡大に対する考え方、親事業者と下請

事業者を画する資本金基準細分化の必要性、下請中小企業振興対策の在り方、共済資産の運用改善に対する取組等であります、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表して木俣理事より、下請代金法改正案に対し、発注書面の交付時期に関する改正規定を削除することのほか、親事業者の遵守事項として下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに給付内容を変更することなどを追加すること等を内容とする修正案が提出されました。

……………（略）……………

次いで、順次採決の結果、まず、下請代金法改正案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成一五年五月二七日）

○木俣佳丈君 私は、ただいま議題となっております下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、発注書面の交付時期について、「直ちに」交付しなければならないとされている規定を「遅滞なく」交付しなければならないことに改める改正規定を削除するとともに、ただし書として、発注書面に記載すべき事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならないとする規定を追加することとしております。

第二に、親事業者が下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の責めに期すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に、あるいは役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に給付をやり直させることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならないとする規定を、親事業者の遵守事項に追加することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○附帯決議（平成一五年五月二七日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 親事業者と下請事業者を画する資本金基準等の在り方については、事業者間の委託

取引の実態把握を踏まえ、状況に合わせ検討すること。

二 プログラム制御機器のプログラムの作成委託が情報成果物作成委託に含まれることを、公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準等において明確にすること。

三 物品の製造のために使用され、製造する物品と密接不可欠な関連性があり、転用可能性がない特殊工員等の製造委託については、その実態の把握に努め、金型の製造委託と同様の状況があると認められる場合には下請代金支払遅延等防止法の対象とすることについて検討すること。

四 下請取引の公正及び下請事業者の利益の保護をより一層促進する観点から、五年以内に情報成果物作成委託及び役務提供委託に係る本法の施行状況を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

五 本法の円滑かつ実効性のある運用を図るため、下請取引検査官等、執行体制の強化を図ること。

右決議する。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成一五年六月一二日）

○村田吉隆君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案につきましては、プログラムの作成等役務の委託に係る下請取引を両法の対象として追加する等の措置を講ずるものであります。

なお、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案につきましては、参議院において、新事業者の遵守事項の追加等の修正がなされております。

……………（略）……………

本委員会においては、去る五月三十日、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に関し、福田内閣官房長官及び参議院における修正部分を修正案の提出者木俣佳丈君から、また、下請中小企業振興法の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案に関し、平沼経済産業大臣から、それぞれ提案理由の説明を聴取した後、昨日、各修正案の質疑を終了いたしました。

質疑終局後、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案につきましては、採決を行った結果、全会一致をもって、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきましては、討論を行い、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一五年六月一日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 親事業者と下請事業者を画する資本金基準等の在り方については、事業者間の委託取引の実態把握を踏まえ、受託者に対する優越的地位の濫用行為について迅速に対処できるよう、検討すること。
また、本法の対象とならない取引における優越的地位の濫用行為に対しては、独占禁止法に基づき厳正に対処すること。
- 二 貨物運送事業分野については、真荷主と元請事業者との間の取引においても荷主が優越的地位に立つ傾向が高いことを踏まえ、荷主の優越的地位の濫用行為の防止を図る観点から、独占禁止法に基づく特定の不公正な取引方法の指定など所要の措置を講ずること。
- 三 物品の製造のために使用される治具等の特殊工具等については、製造する物品との密接不可分な関連性、転用可能性の有無及びその製造委託の実態把握に努め、金型の製造委託と同様の状況があると認められる場合には本法の対象とすることについて検討すること。
- 四 下請取引の公正及び下請事業者の利益の保護を一層促進する観点から、附則に定める五年後の見直し規定にかかわらず、情報成果物作成委託及び役務提供委託に係る本法の施行状況を踏まえ、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 五 本法の円滑かつ実効性のある運用を図るため、下請取引検査官の増員及び資質の向上を含め、執行体制を早急に強化するよう努めるとともに、関係省庁・機関との緊密な連携体制を整備すること。
- 六 本法の周知徹底を図るため、親事業者及び下請事業者に対する一層の広報の充実に努めること。